

○内閣府
財務省令第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

財務大臣 鈴木 馨祐

財務大臣 加藤 勝信

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年^{内閣府}財務省令第一号）の一部を次のように改正する。
^{財務省}

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

表 出 綴	表 出 端
別紙様式一（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 〔表略〕 裏 面	別紙様式一（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 〔同左〕 裏 面
社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号） 抜 料 〔略〕 第 291 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>拘 禁刑</u> 若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す る。 四 〔略〕 〔略〕	〔同左〕 〔同左〕 第 291 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の <u>懲 役</u> 若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する 。 四 〔同左〕 〔同左〕
別紙様式二（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 〔表略〕 裏 面	別紙様式二（第十九条関係） （用紙は、日本産業規格 A 7、74×105mm とする。） 表 面 〔同左〕 裏 面
社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号） 抜 料	〔同左〕

[略] 第 291 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四 [略] [略]	[同左] 第 291 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四 [同左] [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。